

新潟市民芸術文化会館レジデンシャル制度に関する有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 新潟市民芸術文化会館におけるレジデンシャル制度が今後さらに発展し、創作活動を行う国内他都市の公共ホールにも波及する優良な事例となるよう、次に掲げることについて、専門的・学術的見地から幅広い意見を聴取し、今後の方向性を検討することを目的として、新潟市民芸術文化会館レジデンシャル制度に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

- (1) レジデンシャル制度の課題と解決策に関する事項
- (2) レジデンシャル制度の今後の方向性と活動内容に関する事項
- (3) その他自主文化事業に関し必要と認める事項

(有識者会議構成)

第2条 有識者会議は、有識者等委員5人以内で構成する。

(委員任期)

第3条 委員の任期は、就任承諾の日から令和4年3月31日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、必要の都度市長が召集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、有識者会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 有識者会議の会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、新潟市情報公開条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務局は、新潟市文化スポーツ部文化政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表

新潟市民芸術文化会館レジデンシャル制度に関する有識者会議 名簿

(五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職
委員	稲村 太郎	公益財団法人セゾン文化財団 プログラム・オフィサー
	佐藤 菜美	新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科 助教
	津村 卓	一般財団法人地域創造 プロデューサー
	山本 麻友美	KYOTO STEAMー世界文化交流祭ー アートディレクター